

動議第 1 号

庭山由紀議員に対する除名を求める懲罰動議

上記動議を下記の理由により地方自治法第 135 条第 2 項及び会議規則
第 151 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 24 年 6 月 15 日

発議者	桐生市議会議員	佐	藤	光	好
同		幾	井	俊	雄
同		岡	部	純	朗
同		相	沢	崇	文
同		森	山	享	大
同		人	見	武	男
同		北	川	久	人
同		園	田	恵	三
同		福	島	賢	一
同		佐	藤	幸	雄
同		新	井	達	夫
同		周	東	照	二
同		山	之	内	肇
同		小	滝	芳	江
同		周	藤	雅	彦
同		井	田	泰	彦
同		伏	木	康	雄
桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様					

(理由)

平成 24 年 5 月 25 日に庭山由紀議員が「献血の車が止まっているけど、放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか？」と短文投稿型情報サービス（以下 twitter）に書き込みをしたことに端を発した一連の情報発信について、「ただちに議員を辞めろ」「差別だ」「市民を愚弄している」「根拠のない発信で不安を煽っている」など市民、国民から多数の苦情や批判が相次いでいる。

同日、この事態を受けて緊急に開催された各派代表者会議においても、「訂正も謝罪もしない」「献血量が激変しても仕方がない」などと発言するなど、日本赤十字社の不断の努力を無視し、また、献血を行っている方々の気持ちを著しく踏みにじる発言を続けている。

この発信は、献血に対する安全性の確認もせず、ただいたずらに市民・国民を混乱させ不安を煽るものであり、これらはまさに、原子力発電所事故由来放射性物質飛散に苦しむ地域の人たちに対する人権侵害とも思われる差別発言である。また桐生市は放射能汚染地域ではなく、放射能汚染状況重点調査地域であり、このような誤った発信・発言により一般市民は、大きな誤解と混乱を招き著しく誇りを汚され、深く傷ついている。

庭山議員は今回の発言以外にも数多くの不適切な発言を繰り返しており、以下の通り各種団体等から抗議と辞職要求が議会に提出されている。

平成 23 年 12 月 12 日に twitter に「毒物作る農家の苦労なんて理解できません。」との書き込みについて、平成 24 年 5 月 31 日、新田みどり農業協同組合 代表理事組合長 橋場正和氏ほか 3 団体の連名にて、「庭山由紀桐生市議会議員に対する辞職を求める要請書」が提出された。

内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等が実施した検査をクリアした安全な物である。

出荷制限や価格下落により、桐生市のみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営農に大きな不安を抱え、その精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

こうした状況の中で、桐生市の庭山由紀市議会議員は、昨年 12 月よりインターネット上で根拠となるデータ等を示さぬまま、一方的に生産者に対し、「毒物作る農家の苦労なんて理解できません」等と発言したが、このような無責任な発言は、国、県が示したルールを遵守し、誠実に生産に取り組む農業経営者を誹謗中傷するものである。

また、このような発言は、消費者の不安をあおり、県産農畜産物への信頼を損なわせ、風評被害による農業の損害を拡大させる恐れがある。

さらに、同議員はインターネット上で、農業関係者を「犯罪者」扱いした

り、「放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか」等とも発信しているが、これらの暴言も、農業関係者の名誉を著しく毀損すると共に、献血に協力する善良な市民の感情を逆撫でするものであり、市議会議員としての資質、品格を全く欠いていると言わざるを得ない。

農業関係団体としては、庭山由紀議員のこのような言動を断じて許すことができないので、桐生市議会におかれては、速やかに同議員に対する辞職勧告決議をされるよう強く要請する。』というものである。

また、平成 24 年 6 月 4 日に黒保根やまびこ会 会長 小林茂樹氏ほか 2 団体より、「庭山由紀桐生市議会議員に対し辞職を求める要望書」が提出された。

内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規定基準値に基づき、県等実施した検査をクリアした安全な物である。やまびこにおいても行政の指導の下、適切に検査を行い安全性を確認し販売しているところである。しかしながら、風評被害等により、収入の減少と将来の営業に大きな不安を抱え、その精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

こうした状況の中で、桐生市の庭山由紀市議会議員は、今年 1 月 22 日（原文通り）からインターネット上で根拠となるデータ等を示さぬまま、一方的に生産者や消費者の不安をあおる「高濃度に汚染された黒保根で収穫された野菜各種が販売されている」と、多大なる不安と生産意欲を損なう精神的苦悩を与える発信をした。このような無責任な発言は、国、県が示したルールを遵守し、誠実に生産に取り組む農業経営者を誹謗中傷するものである。

また、このような発言は、消費者の不安をあおり、黒保根産農畜産物への信頼を損なわせ、農家の損害を拡大させる恐れがある。

さらに、同議員はインターネット上で、状況確認もせず一方的に事実と異なる表現でブログにされた農業関係者、また、過日は「放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか」等とも発言しているが、これらの暴言も、農業関係者の名誉を著しく毀損すると共に、献血に協力する善良な市民の感情を逆撫でするものであり、市議会議員としての資質、品格を全く欠いていると言わざるを得ない。

農産物を生産販売している私達にとって、庭山由紀議員のこのような言動を断じて許すことができないので、桐生市議会におかれては、速やかに同議員に対し、辞職させるよう強く要望する。』というものである。

さらに、桐生市第 22 区 区長 星野勝美氏ほか 4 町会長名にて、「桐生市議会庭山由紀議員に対し辞職を求める要望書」が提出された。

内容は、『私ども、桐生市第 22 区（黒保根町）の区民は、本年 1 月掲載の庭山由紀議員の「黒保根の農産物が放射能に汚染されている。」という一連のブログ記事によって大変な迷惑を蒙り、このため 2 月 5 日に行われた「議会

報告会並びに意見交換会」の席で抗議を行うとともに、2月13日付けで荒木議長様に要望書を提出いたしました。

その内容は、庭山議員に「ブログ記事の掲載をやめさせること」「黒保根の住民に迷惑をかけていることを反省させ、ブログのなかで黒保根の住民に詫びさせること。」「公開の議場で、黒保根の住民に迷惑をかけていることを詫びさせること。」の3点でした。

荒木議長様のお骨折りにより、上記3点について庭山議員に勧告を行っていただきましたが、庭山議員の対応は、勧告を受け入れず反省の態度が全く見られません。

本来、議員は、市民の生活を守らなければならない責務を負っているものと考えますが、庭山議員の行っていることは、自分本位の考えで、市民を守るどころか、まるで犯罪者であるかのように扱っています。

その後も「清掃センターでの東日本大震災のガレキ受入反対」、また「献血におけるツイッター発言」など、日を迫うごとに自分勝手さが激しくなっているように感じます。

私どもは、このような態度をとり続ける人は、桐生市議会議員にふさわしくないと考えています。

そこで、桐生市第22区（黒保根町）の区民を代表して、改めて、庭山由紀議員の辞職を求める要望書を提出いたします。』というものである。

いずれの要請書及び要望書も、庭山議員の農畜産業関係者に対する、根拠のない言いがかりとともれるような暴言が原因である。これら農畜産物は上記要望書にもあるように、行政指導の下、県等が実施した安全性を確認する検査をクリアした安全なものである。このような発言は桐生市の農畜産物への信頼を損なわせ、また、関係者に大きな精神的苦悩を与えるものであり、市議会議員としての資質、品格を全く欠いていると言わざるを得ない。

さらに、平成24年6月6日に桐生市区長連絡協議会 会長 津久井 弘氏より「庭山由紀議員の辞職勧告を求める要望書」が提出された。

内容は、『庭山議員の昨今の言動及び行動は、常軌を逸した目に余るものです。桐生市や桐生市議会を誹謗し、ひいては桐生市民を冒瀆する何ものでも有りません。』

昨年来、黒保根地区を名指しで「毒物を作る農家の皆さんの苦労なんて理解できません」との発言や、国の基準値をしっかりとクリアした農畜産物生産者に対し、「犯罪者」呼ばわりをしたり、公職の立場での発言とはとても思えません。

本年5月25日のインターネット上の“ツイッター”で「献血車が止まっているけど、放射能汚染地区に住む人の血って欲しいですか？」と発信した問題

市議会議員という公職を弁えた人なのか？全国から非難轟々ネット上を賑わしている状況です。

まさに桐生市にとって迷惑極まりない存在であります。

東日本大震災の復興を願い、＜瓦礫の受け入れと焼却＞で少しでも被災地を応援しようと言う桐生市の英断を、オルグ（原文通り）を組んで搬入車を妨害した事実、この件もブログなどで市や市長を糾弾しております。

上記一連の発言や行動は、桐生市民として看過できない暴挙であり、断固！庭山由紀・市議会議員に対し、謝罪と反省を求めると共に、桐生市議会において、議員辞職勧告を決議する事を強く要望するものであります。』というものである。

この、桐生市区長連絡協議会からの要望書は、まさに桐生市の区長 22 人全員からの統一した意見であり、今回の一連の発信により桐生市全体に問題が波及していることを如実にあらわしているものである。

さらに、平成 24 年 6 月 7 日に桐生市電気設備工事会社 6 社の連名にて「庭山由紀桐生市議会議員の辞職勧告決議の要請書」が提出された。

内容は、『東日本大震災から、被災者の方々をはじめ関係者がその苦境から立ち上り、困難を乗り越えようと「がんばろう日本」の合言葉でたくましく行き抜くことを誓い合っているこの大切な時期に桐生市議会議員の庭山由紀氏は、インターネット上で「毒物を作る農家の苦労なんて理解できません。」と地元農業関係者へ犯罪者扱いと風評被害をあおるような心無い書き込みや「献血の車が止まっているけど放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか。」と善意の献血者への心無い暴言に心凍らせてただ呆れるばかり。

罪に問われなければ何でもありとブログやツイッターを利用したの暴言を全国に発信した文面を新聞紙上に取り扱われた記事を見聞きし同じ桐生市民として心から恥じ入り全ての関係者に謝罪の言葉もありません。

元来、「ペンは剣より強し」、そのペンは正しい誠意と誠実と情熱のベクトルに使われるはず、誹謗中傷で人の心を切り刻む様な悪意に満ちた使い方では無いはず。

そのような言動には政治に携わる人としての資質や価値を見出せません。私ども電気設備工事業者とその関連する建設業者達は凄まじく破壊された施設を再構築すべく命を懸けてその復興に心血を注いで危険を承知で昼夜を問わずがんばっています。

私どもの大切な社員及び関係する技術者や作業員がそのような無責任な言動に恐縮し、現場において他県他市の方々から軽蔑される事は誠に遺憾であり我々有志一同はその言動や書き込みをした庭山由紀桐生市議会議員に対して速やかに一連の暴言についての取り消しと謝罪をさせるとともに、桐生市議会議員の辞職を強く求めます。』というものである。

これは、実際に現地に赴き善意で協力されている方々の心からの声である。

以上、度重なる虚偽の発信・発言内容は誠に遺憾であり、このことは桐生市議会議員としてあるまじき行為である。

庭山由紀桐生市議会議員は、これまで議員とは思えない数々の無礼な発言をし、問責・懲罰を受けてきた。具体的には平成 20 年 9 月 26 日に「庭山由紀議員問責決議」を可決した。その内容は、庭山議員が「議員として当然あるべき審議の権利を奪われている」との発言をし、その発言は各議員の名誉を傷つけるものだとの指摘に対し、発言取り消し及び謝罪の要請に応じなかったものである。

次に、平成 22 年 3 月 19 日に「庭山由紀議員に対する問責決議」を可決した。その内容は、一般質問において、桐生市議会を「八百長議会」などと発言し、市当局に対して、市政に関する質問とは明らかに違う質問を行うなど、議会を甚だしく冒瀆する発言をしたことは、議員としての品位と人格に欠けるものである。

また、庭山議員は、同年 1 月 27 日に市庁舎内の会派控室ドアに「デタラメ議会撲滅宣言」など張り紙を許可なく貼ったことは、法令規則を無視した信じがたい行為である。

桐生市議会は、一日も早く、庭山議員が公職者である自己の立場を認識し、市民の議会への信頼を大きく失墜させたことに対し反省することを強く求めたものである。

次に、平成 22 年 6 月 17 日に「庭山由紀議員に誤報の訂正と謝罪を求める決議」を可決した。その内容は、自身の議会活動報告の中で、年額 32 万 4 千円である桐生市議会議員の政務調査費を「月に 32 万 4 千円」と誤報を流布した。

議長が庭山議員に対して誤報を訂正するよう文書（5 月 28 日付）で要請したが、庭山議員は手渡された要請文を自ら読み上げた後、その場で破り、回答せずに立ち去った。

そのことで、6 月 10 日に開催された議会運営委員会への出席を要請したが、会期中にもかかわらず庭山議員は出席せず、当日の再度の出席要請をも拒否した。

そこで庭山議員に対して繰り返し、誤報の訂正を求めるとともに、謝罪と反省を求めたものである。

さらに、その同日決議に対する、本人の弁明において全議員に「感謝状」を送るという前代未聞の行為は、桐生市議会と市民を著しく愚弄するものである。

これら一連の行動によって、懲罰特別委員会設置のうえ、庭山由紀議員に対する 5 日間の出席停止の懲罰動議が可決された。

次に平成 22 年 9 月 22 日に「庭山由紀議員の暴挙を批判し、桐生市議会における健全な議会運営を回復させる決議」を可決した。その内容は、同年第 3

回定例会の一般質問において議長の采配を無視し独善的な発言を続け、議場の秩序を著しく乱すことにより、議場内にいる者の心胆を寒からしめる発言を行ったものである。

前期のことではあるが、これまで数を重ねる問責決議・懲罰を勲章だと自己紹介する心理は、すでに常軌を逸しており、議員としてふさわしくないものであると断言せざるを得ない。

平成 24 年 5 月 25 日に庭山由紀議員が「献血の車が止まっているけど、放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか？」と twitter に発言以降、平成 24 年 6 月 8 日現在電話 208 件、メール 535 件、郵送 4 件、総計 747 件の苦情や抗議が寄せられている。さらに、9 団体 6 事業者から辞職を求める要望書・要請書が提出されている。

この問題の早期解決のため、桐生市議会議員 18 名の連名で「桐生市民及び日本国民に対する表明」を行うと共に、議員 17 名の連名で庭山議員に対し「twitter での発信について訂正と謝罪を求める抗議文」を正副議長から手渡ししたが、一読し受け取りを拒否した。

翌日 6 月 1 日の twitter で、庭山議員は「内容がくだらないから受け取り拒否しました」と投稿していることから抗議内容を認識していたわけである。

抗議文の内容については、(1) twitter 発信に対し、速やかに訂正を行うこと。(2) これまで一連の事件に関し心から謝罪を行うこと。(3) 公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為をしないこと。(4) 上記(1)、(2)を直ちに行わない場合には、速やかに一連の事件の責任をとり議員を辞職すること、というものである。

また、平成 24 年 6 月 6 日午前 10 時に議会運営委員会を開催し、庭山議員に対して、事実確認を行うため、出席要請をし、16 時 51 分まで待ったが、姿を現すことはなかった。

このため翌 7 日、再度午前 9 時 30 分に議会運営委員会を開催し、出席要請をしたにも関わらず、出席が無かったため、再度出席要請の連絡をしたところ、同議員から「FAX でのやり取りを希望する」旨の連絡があった。

議会運営委員会は、議会内という公式の場において、今般の問題点を協議すべきであると考え、出席要請をしたものであるが、庭山議員は、FAX でのやり取りで済ませようとしたものであり、同議員は、自己の発言に起因する今回の問題をきわめて安易に考えているというほかない。

議会運営委員会は、平素、庭山議員が議員間協議を強く望んでおり、まさに、絶好の機会であると考えるので、強く出席を求める旨の要請をし、その後数回にわたり FAX でのやりとりを行ったが、結局、庭山議員から「出席

する」との回答が得られなかったため、13時47分まで待ち、やむを得ず決議案の協議に入った。

翌6月8日本会議初日開会前午前9時30分に、問責決議案の日程追加のため、議会運営委員会を開催したところ、庭山議員が議員傍聴席にいる確認が取れたので、一連の言動に端を発した、9団体6事業所より辞職等を求める要望書・要請書が提出され、さらに747件の苦情と抗議がきている以上、庭山議員が説明責任を果たさない限り、本会議での円滑な議会運営が出来ないと判断し、直ちに質疑を開始した。

まず委員から、5月25日にあなたが発信した「献血の車が止まっているけど、放射能汚染地域に住む人の血って、欲しいですか？」について、あなたが行ったかどうか、事実か、あなたの発信したものかどうか、確認をするために、出席要請をしたわけであります。との発言があり、庭山議員は、「私が発信しました。」と発言した。

次に委員から、それについて桐生市民及び全国民から、多くの非難の声が寄せられている。新聞紙上でも、報道されているが、議長にも事務局にも多くの非難の声が寄せられている。この発信について、謝罪や訂正する意思がないかどうか、そういう部分を確認したいと思っております。との発言があり、庭山議員は、「ありません。」と発言した。

次に委員から、あなたの献血問題でお伺いします。発信ツイッター上での発信についての説明責任が議員としてあると思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。との発言があり、庭山議員から、「特にありません。」との発言があった。

次に委員から、道義的責任が多々あると思うが、どう思うか。との発言があり、庭山議員から、「だから、特にありませんって言ってるじゃないですか。」との発言があった。

この議会運営委員会での庭山議員の投げやり且つ、開き直った言動や態度は、献血に対する安全性の確認を怠った無責任な発言である。善意で献血に協力している市民・国民の気持ちを著しく踏みにじるものであり、さらに、原子力発電所事故由来放射性物質に苦しむ地域の方々に対する人権侵害を助長する差別発言を認めたことになる。

また委員から、まず、あなたのツイッター上の発言で「今、上毛新聞の記者から電話があり、去年500ベクレルを超えたほうれんそうとかきなを、ただで流通させた新田みどり農協の橋場氏が私は毒物発言に議会に抗議するが、どう思うかという取材電話があった。毒物流通させた犯罪者（農協長のお名前）が何を言う？謝罪を求めるだあ？あんたが謝罪しろ！」といった発

信がございますが、この件につきまして、あなたのような、その事実、あなたの思ってる事実をですね。あなたの中で認識されてどういった観点からこういった書き込みをしたのだから伺いたいと思います。との発言があり、庭山議員から、「書いてあるその通りですけど。」との発言があった。

次に委員から、どういった真意で、どういう事実を認識したうえでこのような発信を行っているのかを聞いている。との発言があり、庭山議員から、「ですから、書いてある通りなんですけども。」との発言があった。

次に委員から、書いてある、この通りだということか。との発言があり、庭山議員から、「(発言なし)」であった。

次に委員長から、教えてください。との発言があり、庭山議員から、「ですから先ほどそこに書いてある通りだと私は答えましたけど。」との発言があった。

次に委員から、これは、あなたが言ったことに間違いはないか。との発言があり、庭山議員から、「間違いありません。」との発言があった。

庭山議員は、twitterにより、新田みどり農協組合長を名指しで「犯罪者」と発信したばかりか、上記のとおり、この発言を含む一連の twitter 上の発信を自らが行ったこと、及び、謝罪も訂正もすることがない旨を議会運営委員会において認めている。

しかし、そもそも「犯罪者」とは、法的に或いは社会常識的に、刑事裁判で有罪判決を受けて判決が確定した者を指すところ、庭山議員の主張に従ったとしても、上記組合長は、全く「犯罪者」などではない。

このように、twitter 上の発言、及び、委員会でもこれを平然と認める庭山議員の発言及び態度は、無礼であり、著しく議会の品位を害するものというべきである。

さらに委員から、毒物を作る農家の苦労なんて考えられないについて、検査をしていないものは全て毒物なのか。との発言があり、庭山議員から、「その通りです。国の基準を信じる皆さんが信じられない。」との発言があった。

次に委員から、黒保根の皆さんも J A 新田みどりの皆さんも丹精込めて作っている。検査してない農作物をどう思っているのか。との発言があり、庭山議員から、「丹精込めて作ったものでも、高濃度の放射能汚染地域で作った農作物は毒物だと思う。」との発言があった。

議会運営委員会の場で、「毒物」と発言したことは、議員として政治的な発言をすることは自由だが、この発言は、明らかに必要限度を超えた「品位を害する無礼な言葉」の使用に該当する。

「毒物」という言葉により一般的にイメージされるのは、毒物及び劇物取締法上の毒物ないしこれに準ずる、人の生命身体に対し、著しくかつ直接に危険を及ぼす物である。

しかし、庭山議員が自己の政治的見解を表明するに当たり、桐生地域内の農作物を無限定にかつ科学的な根拠を示さず、上記のようなイメージを有する言葉である「毒物」という言葉を利用する必要性は全く存在せず、庭山議員は、自己の政治的見解の発表に必要な限度を明らかに超えた無礼な発言をしていると断定せざるを得ない。

また、桐生地域内の農作物を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記のように、要望書が多数桐生市議会に提出されているのである。

我々桐生市議会議員としても、twitter 上で丹精込めて生産した農作物を「毒物」などと誹謗中傷し、さらに、委員会内においても、謝罪どころか訂正すらせずに、改めて「毒物」などと言い放つ庭山議員の言動には、著しく反発しているところである。

委員長から暫時休憩との発言があり、庭山議員から、「私がここにいると議会が始まらないのでは。このままいると本会議が開催されそうもないので退席します。」との発言があった。

庭山議員が席を立った瞬間に、委員長から再開いたします。庭山議員！庭山議員！（呼び止めています。）との発言があった。が庭山議員は無視をして退席した。

この幼稚で身勝手な行為は、議会運営委員会が 2 日間出席要請したにもかかわらず、長時間ただ待たされた委員の正常な感情を反発させる言動及び態度であり、議員としての説明責任も果たさない、品位のかけらもない、まさに議員としてふさわしくない言動・行動であり、さらに議会運営委員会をも冒瀆するものである。

庭山議員は、議会運営委員会の席上、自己の発言に関する明確な説明をしないどころか、投げやりかつ開き直った発言を繰り返している。

庭山議員が退席した直後、twitter 上で、「問責はもらう気満々なんだから」「ぐずぐずしないではやくちょうだい」などと発言しており、庭山議員本人も、自らの発言が重大であり、政治家として責任を問われるべき問題と認識していることが明らかである。

それにもかかわらず、庭山議員は、委員からの質問に真摯に対応せず、かえって、自らの twitter 上の発言を前提に、「書いてあるとおりです」などと発言し、全く弁明も訂正もせずに、自らの twitter 上の発言を委員会内の発言として置きかえただけで、退席してしまった。

庭山議員の委員会における発言、言動及びその前提とする自らの twitter 上の発言を一体としてみれば、庭山議員の発言、言動は、品位を害し、無礼の言葉であることが明らかである。

庭山議員は、これまでも、発言を訂正する機会は幾らでもあったにもかかわらず、農業関係者を犯罪者扱いしたり、農作物を「毒物」扱いするなど、根拠のない暴言を繰り返し、多数の人を悩ませ、傷つけていると言わざるを得ない。

このような庭山議員の言動は、庭山議員個人の問題にとどまらず、議会の品位を著しく汚すものである。現に、桐生市議会に対し、要望書が多数提出され、抗議の電話やメールが殺到し、テレビや新聞にも連日取り上げられているところである。

このような庭山議員の言動やこれに対する民意の反発を踏まえ、我々桐生市議会議員は、庭山議員は、もはや公職の立場に全くふさわしくないと判断するものである。

よって、地方自治法第132条及び桐生市議会会議規則第142条の規定に抵触するものとして、本動議を取り上げ、懲罰特別委員会設置の上、地方自治法第135条第1項第4号の除名の処分を求める。